

表6 税制改革が負担にもたらす効果(若年の低所得者への税額控除額を手厚くするケース)

一人当たり税額控除額 所得税 8.93万円、住民税 10.85万円(40歳以上に適用される控除額は半額)

勤労世帯

所得階層	税制改革前 (A)			税制改革後 (B)					税制改革効果 (B)-(A)
	負担率			負担率					
	所得税 住民税	社会保険料	税+社保 合計	(税額控除前)			税額控除 (D)	税+社保合 計 (B)=(C) + (D)	
所得税 住民税				社会保険料	税+社保合 計 (C)				
I	0.2	21.1	21.3	3.7	21.1	24.7	-10.1	14.7	-6.6
II	0.9	12.6	13.4	6.1	12.6	18.7	-9.8	8.9	-4.5
III	1.9	11.6	13.6	7.5	11.6	19.1	-9.6	9.6	-4.0
IV	2.8	10.8	13.5	7.8	10.8	18.6	-8.3	10.4	-3.2
V	3.8	10.3	14.1	8.5	10.3	18.7	-7.1	11.6	-2.4
VI	4.4	10.1	14.4	8.9	10.1	18.9	-6.0	12.9	-1.5
VII	5.4	9.8	15.2	9.9	9.8	19.6	-5.1	14.5	-0.7
VIII	6.7	9.7	16.3	10.8	9.7	20.4	-3.9	16.6	0.2
IX	8.3	9.3	17.7	11.9	9.3	21.3	-2.7	18.5	0.9
X	13.8	8.1	22.0	16.4	8.1	24.6	-1.3	23.2	1.3
合計	8.0	9.5	17.5	11.8	9.5	21.3	-4.0	17.3	-0.2

勤労世帯 15歳以下扶養家族あり世帯

所得階層	税制改革前 (A)			税制改革後 (B)					税制改革効果 (B)-(A)
	負担率			負担率					
	所得税 住民税	社会保険料	税+社保 合計	(税額控除前)			税額控除 (D)	税+社保合 計 (B)=(C) + (D)	
所得税 住民税				社会保険料	税+社保合 計 (C)				
I	0.1	23.0	23.1	4.6	23.0	27.6	-16.0	11.6	-11.5
II	0.5	12.7	13.2	7.4	12.7	20.0	-13.8	6.2	-7.0
III	1.5	11.3	12.9	7.9	11.3	19.2	-12.3	6.9	-5.9
IV	2.5	10.6	13.1	8.2	10.6	18.8	-10.5	8.3	-4.7
V	3.5	10.1	13.6	8.8	10.1	18.9	-8.6	10.2	-3.4
VI	4.3	9.9	14.2	9.4	9.9	19.3	-7.4	12.0	-2.3
VII	5.5	9.7	15.2	10.7	9.7	20.4	-6.4	14.0	-1.2
VIII	7.0	9.5	16.4	11.9	9.5	21.3	-5.3	16.0	-0.4
IX	8.8	9.0	17.8	13.1	9.0	22.1	-4.2	17.9	0.1
X	14.0	7.7	21.8	17.5	7.7	25.2	-2.6	22.6	0.8
合計	6.8	9.5	16.4	11.7	9.5	21.2	-6.3	14.9	-1.5

年金世帯

所得階層	税制改革前 (A)			税制改革後 (B)					税制改革効果 (B)-(A)
	負担率			負担率					
	所得税 住民税	社会保険料	税+社保 合計	(税額控除前)			税額控除 (D)	税+社保合 計 (B)=(C) + (D)	
所得税 住民税				社会保険料	税+社保合 計 (C)				
I	0.0	12.4	12.4	0.5	12.4	12.9	-6.3	6.7	-5.7
II	0.1	7.0	7.1	3.6	7.0	10.6	-5.6	5.0	-2.1
III	0.7	6.4	7.1	6.6	6.4	13.0	-5.6	7.5	0.3
IV	2.0	6.3	8.3	8.1	6.3	14.4	-4.7	9.7	1.5
V	2.9	6.2	9.1	8.7	6.2	14.8	-4.3	10.6	1.5
VI	3.7	6.3	9.9	9.1	6.3	15.4	-3.7	11.7	1.8
VII	4.4	6.0	10.4	9.6	6.0	15.6	-3.2	12.4	2.0
VIII	5.4	5.8	11.3	10.4	5.8	16.3	-2.4	13.8	2.6
IX	6.9	6.1	13.0	11.9	6.1	18.0	-1.8	16.1	3.1
X	9.0	4.8	13.8	13.7	4.8	18.5	-1.4	17.1	3.3
合計	2.8	6.5	9.3	7.9	6.5	14.5	-4.2	10.3	0.9

IV おわりに

本稿では、現役世代における格差問題への対応という観点から、税・社会保障の負担の現状を考察し、続いて所得税改革のあり方を検討した。わが国の所得税は所得控除による課税ベース侵食によって低所得者の税負担はゼロの一方で、社会保険料負担が増大を続けており、その問題が近年の格差拡大で深刻となっている。そこで、所得控除の一部を還付可能な税額控除にかえ、それを使って税と社会保険料負担を一体的に調整する制度の導入を検討した。具体的には、税額控除の還付を、政府が低所得者に直接現金を給付するのではなく、社会保険料の軽減として実施し、それによって税と保険料負担を一体的に調整する制度であり、実際にオランダやスウェーデンでそうした制度は実行されている。そして、個票データを用いた分析を通じて、制度の導入が有効であること、特に若年の低所得者に税額控除を重点的に配分すれば、効果を一層高めることができることを示した。

こうした税と社会保険料負担の一体管理の導入の際には、オランダやスウェーデンなど多くの先進諸国で行われているように、税と社会保険料の徴収が一元化されることが望ましい。しかし、拡大するわが国の所得格差が、若年労働者に重大な影響を及ぼしていることを考えると、ここで提案している税と社会保険料の一体調整は、待ったなしに必要である。したがって、わが国の税制の現状でできる範囲で、この一元化を進めるべきであり、また、本稿の「はじめに」でも述べたように、現在の制度でも、かなりの程度、実行可能であると思われる。こうした執行上の努力を重ねつつ、税と社会保険料の徴収一元化という抜本改革の実現を図るべきである。

付記

本稿作成にあたり、国立社会保障・人口問題研究所で開かれたワークショップ（2008年3月）において、参加者の皆様からいただいたコメント

は大変有意義であった。なお、八塩は日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C））および京都産業大学総合研究支援制度から支援を得た。

注

- 1) OECD〔2006〕による各国の税務行政の実態サーベイによると、調査対象となったOECD加盟国28カ国のうち、税と社会保険料の徴収を一元化する国は11カ国に及ぶ。OECD〔2006〕は税と社会保険料の徴収一元化の利点として、徴収の際の情報共有化による行政の効率化などをあげている。
- 2) 例えばEU各国の税制を比較分析できるEUROMODやアメリカのBrookings InstitutionとUrban Instituteが共同で開発したモデルなどの事例がある。マイクロ・シミュレーションを活用した先行研究の詳細については田近・古谷〔2003〕を参照のこと。
- 3) 本稿のシミュレーション分析の基礎となったデータ処理は、厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）「所得・資産・消費と社会保障・税との関係に着目した社会保障の給付と負担に関する研究」（国立社会保障・人口問題研究所）において使用が認められた（統発第1211006号）「国民生活基礎調査」再集計項目を引用活用して行ったものである。
- 4) よりすすんだ分析としては、税制改革が労働供給などの行動変化に及ぼす影響を考慮することが考えられる。ただし、データの中には引退世帯や単身世帯など、さまざまな世帯が含まれ、税制改革に対する行動変化は一様でないなどの複雑な問題がある。本稿では、分析をシンプルにおこなうことを目的として、こうした点を捨象した。
- 5) 勤労世帯、年金世帯のどちらにも属さない世帯には、どの所得も50%に満たない世帯や財産所得が多い世帯、所得ゼロの世帯などが含まれる。ただし、こうした世帯の数は全体で見ればわずかである。
- 6) データによると、たとえば勤労世帯の第I階層に属する世帯のうち、社会保険料支払いがゼロの世帯は31%にもなるが、勤労世帯全体でそうした世帯の比率はわずか4%である。なお、生活の困窮が低所得世帯の保険料未納・保険未加入を増加させることは、湯田〔2006〕、阿部〔2008〕などで論じられている。
- 7) 現行の公的年金等控除は50万円定額控除に、定率控除（25%、15%、5%の三段階の限界所得控除率）が加算される構造となっており、さらに65歳以上の人には50万円の特別加算が加えられる。また、控除最低額として70

- 万円が設定され、70万円までの年金収入には税がかからないようになっていっている。
- 8) 実際には雇用者が拠出する社会保険料負担が大きい、この表ではそれについては含まれていない。
 - 9) 以下の説明は OECD [2007a], オランダ国税庁ホームページ (<http://www.belastingdienst.nl>), スウェーデン国税庁による解説書 [Swedish National Tax Agency 2007] を参考とした。なお、オランダの制度については田近・八塩 [2007] で概略を論じている。ここでは単身者で議論するが、子供のいる世帯を例にとると児童税額控除などが適用され税額控除はさらに大きくなる。
 - 10) ここで示した 29,267 ユーロを稼ぐ個人の場合、17,319 ユーロまでの所得に 33.65% (所得税 2.5%, 社会保険料 31.15%), それを超える所得に 41.4% (所得税 10.25%, 社会保険料 31.15%) の累進税率が適用される (65 歳以上の場合年金保険料を払う必要がなく、社会保険料は 13.25% となる)。ただし、これ以外に失業保険料や定額の基礎保険料を払う必要があり、表 3 はそれらについても反映した。
 - 11) 65 歳以上の老人に認められる General tax credit は 957 ユーロである。また Work credit は、57 歳を超えると税額控除額が上乗せされる。なお、オランダ政府が発行する解説書には tax credit ではなく levy rebate という単語が用いられるが、ここでは OECD [2007a] にしたがって、tax credit という用語を用いる。
 - 12) オランダでは、税額控除は所得税部分と社会保険料部分に按分されるため、「所得税率がマイナス」という表現は正確でない。
 - 13) ただし負担の上限があり、所得が一定額を超えるとそれ以上の負担は発生しない。
 - 14) スウェーデンの税制で、年金保険料の扱いを所得控除から税額控除に変えた理由は、年金保険料の軽減による中・低所得階層の勤労促進である。税額控除への移行は 2000 年から開始され 2006 年に完了した [Ministry of Employment 2000, OECD 2008]。
 - 15) 先に述べたスウェーデンでは、所得税・住民税の社会保険料控除を廃止したうえで、住民税には税額控除を適用せず、所得税のみに税額控除を適用したが、そうした方法も考えられる。
 - 16) 最適所得税の議論 [Saez 2002] によると、アメリカの EITC のような制度 (税額控除の適用を勤労所得のある世帯に限定する制度) を導入すべきかどうかは、それまで勤労に参加しなかった低所得者の勤労参加率が、税額控除導入でどれだけ高まるか、に依存する。
 - 17) これ以上の経済的支援が必要な場合は生活保護手当の活用が考えられる。
 - 18) 本来、20 歳以上の成人は学生であっても年金保険料を支払うこととなっており、こうした特別措置の適用対象は 20 歳までとすべきとの考えもある。ただし、現状でも「学生特例制度」によって学生は保険料支払いを事実上免除されており、実際データによると 20 歳以上でも学生はほとんど保険料を支払っていないようである。そこで、ここでの制度設計は特別措置の適用対象をあえて「22 歳以下」とした。
 - 19) ただし、比較的まとまった給付額を別途で受け取る児童扶養手当受給世帯を外した。ただし、そうした世帯の数は少なく、それを含めても表の結果に大きな変化はおきない。
 - 20) すなわち給与所得控除と公的年金等控除を控除する前の収入である。
 - 21) 注 6) を参照。
 - 22) 世帯と個人ともに、どの世帯かまたどの個人か特定できないように秘匿されたものであり、シミュレーション分析はそのようなデータの再集計に基づいている。
 - 23) このほか、分析で反映できていない給付に生活保護手当がある。しかし生活保護手当を受ける世帯は国民全体の 1% 強であり、本稿のデータで換算すると数百世帯に限られる。

参考文献

- Friedman, M. (1962) *Capitalism and Freedom*, Univ. of Chicago Press (村井章子訳 (2008) 『資本主義と自由 (NIKKIEI BP CLASSICS)』日経 BP 社)。
- Ministry of Employment, Swedish Government (2000) *Sweden's Action Plan for Employment 2000*.
- Mirrlees, J. (1971) "An Exploration in the Theory of Optimum Income Taxation," *Review of Economic Studies* 38, 175-208.
- OECD (2006) *Tax Administration in OECD and Selected Non-OECD Countries: Comparative Information Series (2006)*.
- (2007a) *Taxing Wages 2006-2007 Special Feature: Tax Reforms and Tax Burdens*.
- (2007b) *Economic Survey of Sweden 2007*.
- (2008) *Economic Survey of Japan 2008*.
- Saez, E., (2002) "Optimal Income Transfer Programs: Intensive versus Extensive Labor Supply Responses," *Quarterly Journal of Economics* Vol. 117 (3), p1039-73.
- Shinozaki, T. (2006) "Wage Inequality in Japan, 1979-2005," *Japan Labor Review* 3 (4), 4-22.
- Swedish National Tax Agency (2007) *Skattestatistik årsbok (Tax Statistical Yearbook) 2007*.
- United Nations (2007) *Economic and Social Survey of*

Asia and Pacific 2007.

麻生良文 (1995) 「公的年金課税と課税ベースの漏れ」『経済研究』46 (4)。

—— (2006) 「公的年金の世代間格差 一現状・原因・対応一」『経済格差の研究 日本の分配構造を読み解く』第2章 貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編著 中央経済社。

阿部彩 (2008) 「国民年金の未加入・未納問題と生活保護」阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義『生活保護の経済分析』第4章 東京大学出版会。

阿部彩・大石亜希子 (2005) 「母子世帯の経済状況と社会保障」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』第5章 東京大学出版会。

大竹文雄・小原美紀 (2005) 「消費税は本当に逆進的か 一負担の公平性を考える一」『論座』127号, pp. 44-51。

小塩隆士 (2006) 「所得格差の推移と再分配政策の効果」小塩隆士・府川哲夫・田近栄治編『日本の所得分配 格差拡大と政策の対応』第1章, 東京大学出版会。

國枝繁樹 (2008) 「公的扶助の経済理論 I : 公的扶助と労働供給」阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義『生活保護の経済分析』第2章 東京大学出版会。

国立社会保障・人口問題研究所編 (2005) 『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会。

田近栄治・古谷泉生 (2003) 「税制改革のマイクロ・シミュレーション分析」小野善康ほか編『現代経済学の潮流 2003』第7章 東洋経済新報社。

田近栄治・八塩裕之 (2006) 「税制による所得再分配 所得控除にかわる税額控除の活用」小塩隆・田近栄治・府川哲夫編著『日本の所得分配 格差拡大と政策の役割』第4章 東京大学出版会。

—— (2007) 「還付可能な税額控除をどう執行するか 一欧米の経験一」『税経通信』2007年6月号, pp. 15-39。

内閣府 (2006) 『経済財政白書』。

湯田道生 (2006) 「国民年金・国民健康保険未加入者の計量分析」『経済研究』57 (4)。

Appendix 分析方法の説明

以下では、本稿で用いた分析方法について説明する。本文で述べたように、本稿では厚生労働省の2004年(平成16年)国民生活基礎調査の所得票・貯蓄票のデータを用いて、税・社会保険料負担に関するマイクロ・シミュレーション分析を行う²¹⁾。このデータは約2万5千世帯について、家族構成や各世帯員の所得情報²²⁾などを含み、これ

を用いて以下の方法で税・社会保険料負担と給付の実態を分析する。

1 所得税・住民税額の計算

まず、データのすべての個人に関して以下の方法で合計所得を計算する。ただし以下では、データの項目を直接使用する場合、「・」で囲って記載する。

合計所得 = 給与所得 + 年金所得 (雑所得) + 事業者所得 + 「財産所得」

ただし 給与所得 = 「雇用者所得」 - 給与所得控除
年金所得 = 「年金」 - 公的年金等控除
事業者所得 = 「事業所得」 + 「農業所得」 + 「家庭内労働所得」 - 青色申告控除

給与所得控除と公的年金等控除は、それぞれ雇用者所得額と年金額に制度をあてはめることで計算でき、事業所得・農業所得・家内労働所得のある個人には青色申告控除10万円を一律に適用する。また、国民生活基礎調査ではこれまで不動産所得と利子所得を別個の調査項目としてきたが、2004年調査よりこの2つが「財産所得」としてひとつの調査項目にまとめられた。利子所得は本来20%の分離課税となるが、不動産と利子の内訳が不明であるため、分析ではすべて総合課税されると考えて計算を行った。ただし、データに示された財産所得の金額は大きくないため、これと異なる計算方法を用いても結果に大きな違いはおきないと考えられる。

次に、すべての個人に対して所得控除を適用し、課税所得を計算する。

課税所得 = 合計所得 - 所得控除

分析で考慮した所得控除は基礎控除・配偶者控除・扶養控除、社会保険料控除である。配偶者控除や扶養控除は個人が属する世帯の家族関係と各世帯員の所得の大きさより適用可否を判断し、また老年や同居老親、特定扶養(16歳から22歳)による控除上乘せを反映した。社会保険料控除はデータに示された年金保険料、医療保険料、介護保険料、その他保険料(おもに雇用保険料)の値をそのまま合計した。そして計算された課税所得に対して2007年(すなわち定率減税廃止と、国から地方への税源移譲反映後)の税率表を適用し、所得税・住民税の負担額(理論値)を計算した。

データの所得は2003年(調査年である2004年の前年)の情報であるため、本来はまず2003年の税制を用いて税負担を計算し、その後の税制改革が労働供給に与える影響などを考慮しつつ2007年

の税負担をもとめる必要がある。しかし、データには高齢者世帯や単身世帯などさまざまな世帯が存在し、税に対する労働供給の変化も一様ではないなどの複雑な問題がある。以下では、分析の単純化のためにこれらの行動変化を捨象して、データの所得に2007年の税制を直接当てはめて税負担の分析を行った。

一方、分析では各世帯の児童手当と児童扶養手当の受給額についても計算した。いずれも2007年の制度のもとで世帯の家族関係や各世帯員の所得の大きさから手当の適用可否を判断し、各世帯が受け取る手当の大きさ（理論値）をもとめた（自治体によってはこれらの手当に対する上乘せがあるが、それについては分析から除外した²³⁾。

2 等価世帯可処分所得の計算とデータの概要

次に上記で計算した所得税・住民税額と児童手当・児童扶養手当額、データに示された社会保険料額、固定資産税額、所得額、家族形態の情報をを使って、各世帯の等価世帯可処分所得（＝世帯可

処分所得/ $\sqrt{\text{世帯人員数}}$ ）を計算し、これに基づいて全世帯を10の所得階層に分割した。なお、世帯可処分所得の式は以下である（「・」で囲まれた項目はデータに示された項目である）。世帯可処分所得を $\sqrt{\text{世帯人員数}}$ で割り、世帯人数による担税力の違いを考慮している。

世帯可処分所得＝「雇業者所得」＋「事業所得」＋「農業所得」＋「家庭内労働所得」＋「年金」＋児童手当＋児童扶養手当－所得税・住民税－社会保険料－「固定資産税」
 （社会保険料＝「年金保険料」＋「介護保険料」＋「健康保険料」＋「その他保険料」）

そして所得階層ごとに税負担の実態や税制改革の効果などについて分析を行った。

（たちか・えいじ 一橋大学国際・公共政策大学院教授）

（やしお・ひろゆき 京都産業大学専任講師）

遺産と格差

チャールズ・ユウジ・ホリオカ

I はじめに

所得、資産、雇用機会などの「格差」が拡大しつつあることに対する懸念が近年内外で高まってきたが、もし遺産が親から子に多く残されるのであれば、遺産によって資産格差が代々引き継がれ、拡大していく恐れがある。したがって、遺産と資産格差との間の関係を明らかにすることは極めて重要なことであり、それが本稿の目的である。

本稿の構成は以下の通りである。まず、この節に続く第II節では本稿で用いたデータを紹介し、第III節では遺産の家計資産に占める割合など遺産と資産格差との間の関係に関するさまざまなデータを紹介し、第IV節では遺産動機・遺産の分配方法に関するデータを紹介し、第V節では結論を述べる。

II データの出所

本稿で用いたデータは財団法人家計経済研究所の委託を受け、社団法人輿論科学協会が2006年10～12月に行った「世帯内分配・世代間移転に関する研究」調査（以下「世帯内・世代間調査」と略す）からの個票データである。この調査の概要は以下の通りである（調査の詳細については、坂本〔2008〕参照）。

調査地域：全国

調査対象：30～59歳の既婚女性

抽出法：二段抽出法

調査方法：訪問留置回収法

完了調査票数：2,814 標本（4,200 標本抽出：回収率 67.00%）

調査時期：2006年10月6日～12月8日

この調査は遺産の有無、遺産の受取額、遺産動機、遺産の分配方法など遺産関連の調査項目を多く含んでおり、遺産に関する分析に非常に適している。

完了調査票数は2,814であるが、遺産の受取額、金融資産残高、実物資産残高、ローン残高などが無回答の標本をサンプルから落とし、残りの1,778標本のサンプルを用いた。

実物資産残高以外の金額に関するデータはカテゴリ・データであるため、最下位と最上位のカテゴリ以外のカテゴリの場合は下限と上限の平均を用い、最下位のカテゴリの場合は上限の0.8倍を用い、最上位のカテゴリの場合は実際の値、実際の値が記入されていない場合は下限の1.25倍を用いた。

III 遺産と資産格差との間の関係に関するデータ

本節では、家計資産に占める遺産の割合など遺産と資産格差との間の関係に関するさまざまなデータを紹介する。

表1の第1列には遺産・資産関連の各変数の平均値が示されているが、この表から分かるよう

表1 遺産・資産の平均値・標準偏差・変動係数

	平均値	標準偏差	変動係数
遺産の受取額（遺産を貰った家計）	1,447.0	2,438.4	1.69
遺産の受取額（全家計）	343.4	595.3	1.73
金融資産残高	1,028.6	1,396.3	1.36
実物資産残高	1,926.0	2,431.6	1.26
総資産残高	2,954.6	3,023.1	1.02
住宅ローン残高	630.1	984.2	1.56
それ以外のローン残高	61.8	185.1	3.00
ローン残高	691.9	1,013.8	1.47
家計資産残高（正味資産）	2,262.7	3,029.0	1.34
ライフ・サイクル資産残高	1,919.3	2,954.2	1.54

注) 単位は万円。標本数は1,778である。

に、自分の親または配偶者の親から遺産（預貯金・有価証券などの金融資産、家・土地などの実物資産を含む）を貰った家計の遺産の平均受取額は1,433.4万円にも上るが、日本人の4分の1弱（23.96%）しか遺産を自分の親または配偶者の親から貰っていないため、全家計の遺産の平均受取額は343.4万円にすぎない。金融資産残高（預貯金・有価証券・生命保険）と実物資産残高（家・土地の市場価値）の和から住宅ローン、住宅ローン以外のローンの残高を差し引くことによって算出される家計資産残高（正味資産）は2,262.7万円にも上り、全家計の遺産の平均受取額はその15.18%にすぎない。なお、家計資産残高から全家計の遺産の平均受取額を差し引くことによって算出されるライフ・サイクル資産（本人が自分で稼いだ所得から貯めた資産）は1,919.3万円にも上り、全家計の遺産の平均受取額はその17.89%にすぎない。

家計資産に占める遺産やそれ以外の世代間移転の割合を計算しようとする試みは世界各国で見られる。最初の試みはKotlikoff and Summers [1981]であり、彼らは家計資産に占める世代間移転の割合はアメリカでは約8割であるといった衝撃的な結果を得た。それに対し、Modigliani [1988]は独自の推定を行い、家計資産に占める世代間移転の割合は約2割にすぎないといった反対極端の結果を得ている〔Kotlikoff 1988も参照〕。

日本についても何人かの研究者が家計資産に占

める世代間移転の割合を推定しようとしており、例としてHayashi [1986] (9.6%以上)、Dekle [1989] (推定方法によって3~27%, 48.7%以下)、Campbell [1997] (推定方法によって28.1%以下, 23.4%以下)、Barthold and Ito [1992] (27.8~41.4%)、ホリオカ他 [2002] (23.9%) などがある。したがって、日本における家計資産に占める世代間移転の割合はどちらかといえばKotlikoff and Summers [1981]の推定値よりもModigliani [1988]の推定値に近く、本稿の15.18%といった推定値もその例外ではない¹⁾。したがって、日本では、遺産やそれ以外の世代間移転はそれほど重要ではないようである。

もし遺産とライフ・サイクル資産の間に強い正の相関があれば、遺産によって資産格差が拡大することになる。しかし、両者の間の実際の相関を見てみると-0.170であり、負である。つまり、自分でより多くの資産を蓄積した家計ほど親から貰う遺産の額が少なく、遺産はむしろ資産格差を縮小する方向に働いている²⁾。

表1の第3列に各変数の変動係数が示されているが、この表から分かるように、ライフ・サイクル資産の変動係数が1.54であるのに対し、家計資産全体の変動係数は1.34にすぎず、遺産を家計資産に加えることによって変動係数が減少する。上述の通り、遺産とライフ・サイクル資産との間に負の相関があり、遺産をライフ・サイクル資産に加えることによって資産格差が縮小するこ

とはその結果と整合的である。

今までの議論を要約すると、日本では遺産はそれほど重要ではなく、受け取った遺産は家計資産の約15%にすぎない。しかも、自分でより多くの資産を蓄積した家計ほど親から貰う遺産の額が少なく、遺産は資産格差を縮小する方向に働く。つまり、遺産によって資産格差が代々引き継がれ、拡大していく恐れはなさそうである。

IV 家計の遺産動機・遺産の分配方法

本節の目的は、日本における遺産動機・遺産の分配方法の現状・考え方について吟味し、そうすることによって、日本において利己主義を前提としたライフ・サイクル・モデル、利他主義モデルおよび王朝モデルがどの程度成り立っているのかを明らかにすることである（この節はホリオカ[2008]に基づく）。

類似した分析としては、ホリオカ他[1998]、Horioka, et al. [2000]、Horioka [2002]、ホリオカ[2002]、ホリオカ他[2002]などがあるが、本稿で用いた調査では、遺産動機・遺産の分配方法に関するより詳細な情報を収集している。

本節の構成は以下の通りである。1では3つの家計行動に関する理論モデルの概要を説明し、それぞれのモデルの遺産動機・遺産の分配方法に対する含蓄を述べる。2では遺産動機・遺産の分配方法に関する結果を示し、3では結論を述べる。

1 各理論モデルの遺産動機・遺産の分配方法に対する含蓄

本節では、家計行動に関する3つの理論モデルの概要を説明し、それぞれのモデルの遺産動機・遺産の分配方法に対する含蓄について述べる。

- ① 利己主義を前提としたライフ・サイクル・モデル。このモデルは、親は利己的であり、子に対して利他主義（愛情）を抱いていないと仮定している。したがって、このモデルが成り立っていれば、親は遺産を全く残さないか、余った場合にのみ残すか、何らかの見返り（例えば、老後における世話、介護、経済

的援助など）があった場合にのみ残すはずであり、何らかの見返りを提供してくれた子にはより多く、または全部遺産を配分するはずである。

- ② 利他主義モデル。このモデルは、親は子に対して世代間の利他主義（愛情）を抱いていると仮定している。したがって、このモデルが成り立っていれば、親は何の見返りがなくても子に遺産を残すはずであり、遺産を均等に配分するか、ニーズのより多い子、あるいは所得・財産がより少ない子に多く、または全部配分するはずである。

- ③ 王朝モデル。このモデルは、親は家または家業の存続を望んでいると仮定している。したがって、このモデルが成り立っていれば、子が家または家業を継いでくれた場合にのみ親は子に遺産を残すはずであり、家または家業を継いでくれた子により多く、または全部配分するはずである。

よって、それぞれの理論モデルは遺産動機・遺産の分配方法に対して異なった含蓄を持っており、実際の遺産動機・遺産の分配方法について見ることによってそれぞれの理論モデルがどの程度成り立っているかが分かる。

2 遺産動機・遺産の分配方法に関する結果

本節では、遺産動機・遺産の分配方法に関する結果を紹介する。

本稿で用いた「世帯内・世代間調査」では、回答者の親の遺産動機と回答者本人の遺産動機について調査しており、それぞれの結果を順を追って紹介する。

(1) 回答者の親の遺産動機・遺産の分配方法に関する結果

アンケート調査の問50で回答者の親の遺産動機について調査している。

問50では、まず「あなた方ご夫婦は、あなた方の親から遺産をもらったことがありますか。また、今後もらうことを予想していますか。」と尋

表2 回答者の親の遺産動機

理論モデル	遺産動機	妻		夫	
		回答者数	回答者の割合	回答者数	回答者の割合
利他主義モデル	条件なし	794	29.32	775	28.37
	小計	794	29.32	775	28.37
利己主義モデル	同居すること	78	2.88	195	7.14
	近くに住むこと	60	2.22	51	1.87
	家事の手伝いをする	60	2.22	42	1.54
	介護をすること	144	5.32	157	5.75
	経済的援助をすること	22	0.81	36	1.32
	遺産なし	1,646	60.78	1,532	56.08
	小計	1,939	71.60	1,900	69.55
王朝モデル	家業を継ぐこと	17	0.63	75	2.75
	小計	17	0.63	75	2.75
	小計	2,708	100.00	2,732	100.00
	延べ回答数	2,750	101.55	2,750	100.66
	遺産実績・予定無回答	106		82	
	合計	2,814		2,814	

ね、遺産をもらった、またはもらう予定の回答者に対し、問50付問3として「遺産をもらうこと
の条件」について尋ねている。

「遺産をもらう条件」に関する選択肢を理論モデル別に分類すると以下の通りとなる。

利己主義を前提としたライフ・サイクル・モデルと統合的な選択肢

- 1 同居すること
- 2 近くに住むこと
- 3 家事の手伝い
- 4 介護
- 5 経済的援助

利他主義モデルと統合的な選択肢

該当条件なし 条件なしで貰った、または貰う予定である

王朝モデルと統合的な選択肢

- 6 家業を継ぐこと

なお、「親から遺産を貰わなかった、しかも貰

う予定もない」という選択肢は、ライフ・サイクル・モデルと統合的であると解釈できる。

結果は表2に示されているが、この表から分かるように、利己的な遺産動機を持っている妻の親と夫の親はそれぞれ全体の71.60%および69.55%を占め、いずれも3分の2を超え、圧倒的に多い。2位は利他的な遺産動機であり、このような遺産動機を持っている妻の親と夫の親はそれぞれ全体の29.32%および28.37%を占める。また、3位は王朝的な遺産動機であり、このような遺産動機を持っている妻の親と夫の親はそれぞれ全体のわずか0.63%および2.75%にすぎない。

個別の選択肢について見てみると、最も多かったのは、「遺産を貰わなかった、しかも貰う予定もない」(利己的)(妻の親と夫の親の場合はそれぞれ全体の60.78%および56.08%を占める)と「条件なしで貰った、または貰う予定である」(利他的)(妻の親と夫の親の場合はそれぞれ全体の29.32%および28.37%を占める)だった。条件を付けて遺産を残した(利己的な)親は比較的少なく、敢えて言えば、最も多かったのは、「同居すること」(妻の親の場合と夫の親の場合はそれ

ぞれ全体の2.88%および7.14%を占める)と「介護をすること」(妻の親の場合と夫の親の場合はそれぞれ全体の5.32%および5.75%を占める)であり、日本の社会的規範を反映し、妻の親の場合よりも夫の親の場合のほうが同居することを条件にすることがはるかに多いようである。

次に、ホリオカ〔2008〕に示されている遺産の分配方法に関する結果を紹介すると、これらの結果は遺産動機に関する結果とほぼ整合的である。遺産の分配方法が利己的だった妻の親と夫の親はそれぞれ全体の79.24%および76.76%を占め、いずれも8割近くであり、圧倒的に多い。2位は遺産の分配方法が利他的だった親であり、そのような親は妻の親の場合と夫の親の場合にはそれぞれ全体の17.59%および16.82%を占める。3位は遺産の分配方法が王室的だった親であり、そのような妻の親と夫の親の場合にはそれぞれ全体のわずか2.10%および4.46%を占めるにすぎない。

個別の選択肢について見てみると、最も多かったのは、「遺産を貰わなかった、しかも貰う予定もない」(利己的)(妻の親と夫の親の場合にはそれぞれ全体の70.72%および74.36%を占める)、「均等に配分する」(利他的)(妻の親と夫の親の場合にはそれぞれ全体の16.82%および16.12%を占める)だった。子の行動によって差を付ける(利己的な)親は、比較的少なく、敢えて言えば、最も多かったのは、「同居してくれた子に多く、または全部配分した(する予定である)」(妻の親の場合と夫の親の場合にはそれぞれ全体の6.16%および7.43%)と「家業を継いだ子に多く、または全部配分した(する予定である)」(妻の親の場合と夫の親の場合にはそれぞれ全体の1.16%および2.88%)だった。日本の社会的規範を反映し、妻の親の場合よりも夫の親の場合のほうが、同居した子、家業を継いだ子に多く、または全部配分した(する予定である)ことが多い。

要約すると、回答者の親は圧倒的に利己的であり、それに次いで利他的な親もかなりおり、王室的な親はほとんどいないようである。これらの結果はホリオカ他〔1998〕、Horioka, et al.〔2000〕、

Horioka〔2002〕、ホリオカ〔2002〕、ホリオカ他〔2002〕などのような先行研究とおおむね整合的である。また、利己的な親のほとんどは遺産を残さなかった、または残す予定はなく、交換条件を課したり、子の行動によって差を付ける親はほとんどいないが、敢えて言えば、同居することが、交換条件としても子の間で差を付ける要因としても最も重要である。

(2) 回答者本人の遺産動機・遺産の分配方法に関する結果

次に、アンケート調査の問68では、回答者本人の遺産動機について、「あなた方のご夫婦はお子さんに残す遺産についてどのようにお考えですか。」と尋ねている。

遺産動機に関する選択肢を理論モデル別に分類すると以下の通りとなる。

利己主義を前提としたライフ・サイクル・モデルと整合的な選択肢

- 2 子が老後の世話・介護をしてくれた場合にのみ遺産を残すつもりである
- 3 子が老後において経済的援助をしてくれた場合にのみ遺産を残すつもりである
- 6 自分の財産は自分で使いたいから、いかなる場合でも遺産を残すつもりはない

利他主義モデルと整合的な選択肢

- 1 いかなる場合でも遺産を残すつもりである
- 5 遺産を残したら、子の働く意欲を弱めるから、いかなる場合でも遺産を残すつもりはない

王朝モデルと整合的な選択肢

- 4 子が家業を継いでくれた場合にのみ遺産を残すつもりである

結果は表3に示されているが、この表から分かるように、利他的な遺産動機を持っている回答者は全回答者の71.43%を占め、圧倒的に多い。2

表3 回答者本人の遺産動機

理論モデル	遺産動機	回答者数	回答者の割合
利他主義モデル	いかなる場合でも残す	1,507	60.64
	子の働く意欲を弱めたくないから残さない	268	10.78
	小計	1,775	71.43
利己主義モデル	子が老後の世話・介護をしてくれた場合にのみ残す	218	8.77
	子が経済的援助をしてくれた場合にのみ残す	37	1.49
	自分で使いたいから残さない	407	16.38
	小計	662	26.64
王朝モデル	家業を継いでくれた場合にのみ残す	48	1.93
	小計	48	1.93
	小計	2,485	100.00
	無回答	81	
	付問回答あり	51	
	非該当(子なし)	197	
	合計	2,814	

位は利己的な遺産動機であり、このような遺産動機を持っている回答者は全回答者の26.64%を占め、3位は王朝的な遺産動機であり、このような遺産動機を持っている回答者の割合は全回答者のわずか1.93%にすぎない。

個別の選択肢について見てみると、「いかなる場合でも遺産を残すつもりである」といった利他的な遺産動機が最も多く、この遺産動機を持っている回答者の割合は60.64%にも及ぶ。3位の「遺産を残したら、子の働く意欲を弱めるから、いかなる場合でも遺産を残すつもりはない」(全回答者の10.78%)も利他的な遺産動機であるが、それに対し、2位の「自分の財産は自分で使いたいから、いかなる場合でも遺産を残すつもりはない」(全回答者の16.38%)も、4位の「子が老後の世話・介護をしてくれた場合にのみ遺産を残すつもりである」(全回答者の8.77%)も、利己的な遺産動機である。

次に、ホリオカ〔2008〕に示されている遺産の分配方法に関する結果を紹介すると、遺産の分配方法が利他的だった回答者は全回答者の51.22%を占め、最も多い。2位は遺産の分配方法が利己的だった回答者であり、そのような回答者は全回答者の49.89%を占め、3位は遺産の分配方法が

王朝的だった回答者であり、そのような回答者は全回答者のわずか5.45%にすぎない。

個別の選択肢について見てみると、最も多かったのは、「均等に配分するつもりである」といった利他的な遺産の分配方法であり、この分配方法を持っている回答者は全回答者の48.16%にも及ぶ。4位の「遺産を残したら、子の働く意欲を弱めるから、いかなる場合でも遺産を残すつもりはない」(全回答者の11.87%)も利他的な遺産動機であるが、それに対し、2位の「自分の財産は自分で使いたいから、いかなる場合でも遺産を残すつもりはない」(全回答者の18.03%)、3位の「同居してくれた子に多く、または全部配分するつもりである」(全回答者の12.49%)、5位の「介護をしてくれた子に多く、または全部配分するつもりである」(全回答者の10.77%)のいずれも、利己的な遺産の分配方法である。

要約すると、利他的な遺産動機・遺産の分配方法を持っている回答者は最も多く、利己的な回答者もかなりおり、王朝的な回答者はほとんどいないようである。また、利他的な回答者のほとんどは遺産を均等に配分する予定であり、交換条件を課したり、子の行動によって差を付ける回答者はほとんどないが、敢えて言えば、世話・介護する

ことが交換条件として最も重要であり、同居すること、介護することが子の間で差を付ける要因としても最も重要である。

遺産動機・遺産の分配方法から判断する限り、回答者本人は主に利他的であるといった結果は、ホリオカ他〔1998〕および Horioka, et al.〔2000〕の遺産の分配方法に関する結果とおおむね整合的であるが、それ以外の先行研究は回答者本人は主に利己的であるという結果を得ており、本章で得た結果とは対象的である。なお、Hayashi〔1995〕は異なった方法を用いて本稿と同じ結論に達している。

回答者の親に関する結果と、回答者本人に関する結果を比較してみると、回答者の親の遺産動機・遺産の分配方法は圧倒的に利己的であるのに対し、回答者本人の遺産動機・遺産の分配方法は主に利他的である。（どちらの場合も王朝的な遺産動機・遺産の分配方法は全く重要ではない。）この違いの原因究明は今後の課題として残るが、少なくとも3つの可能性がある。①設問のワーディングが異なる。②人々は他人よりも自分のほうが利他的であると思いたい。③人々の実際の行動よりも人々の意図のほうが利他的である。④コーホート効果があり、より早い時期に生まれた世代のほうが利己的である。

3 遺産動機・遺産の分配方法に関する結論

日本人の遺産動機・遺産の分配方法から判断する限り、日本では、利己的な人、利他的な人、王朝的な人が混在している。王朝的な人は非常に少なく、ほとんどの人は利己的または利他的であるが、利己的な人のほうが多いのか、利他的な人のほうが多いのかは一概に言えない。

また、利己的な人の場合は、遺産を残さないか、遺産を残すが、子に交換動機（見返り）を課す。例えば、子に遺産を残す見返りとして、子が老後において親の世話、介護、経済的援助などを行うこと、もしくは家または家業を継ぐことを要求する。したがって、遺産がどんなに多くても、遺産に対する子からの見返りの金銭的な価値を推定し、それを遺産から差し引いた後に残る親から

子への純移転を計算したら、それは必ずしも多くはならず、正になるとも限らない。前節で日本では遺産はそれほど重要ではないということが分かったが、遺産が重要だったとしても、子から親への見返りによって相殺され、純移転が多くなるとは限らず、遺産によって家計資産が引き継がれ、拡大していく恐れは全くないように思われる。

V 結論

本稿では、財団法人 家計経済研究所の委託を受け、社団法人 輿論科学協会が2006年10～11月に実施した「世帯内分配・世代間移転に関する研究」調査からの個票データを用いて、遺産と資産格差との間の関係を明らかにし、遺産によって資産格差が代々引き継がれ、拡大していくか否かについて検証した。本稿の主な結論を述べると、日本では遺産はそれほど重要ではなく、受け取った遺産は家計資産の約15%にすぎない。しかも、自分でより多くの資産を蓄積した家計ほど親から貰う遺産の額が少なく、遺産は資産格差を縮小する方向に働いている。さらに、日本では利己的な人が多く、利己的な人の場合は、遺産を残さないか、遺産を残すが、子に交換動機（見返り）を課す。例えば、子に遺産を残す見返りとして、子が老後において親の世話、介護、経済的援助などを行うこと、もしくは家または家業を継ぐことを要求する。したがって、遺産がどんなに多くても、遺産に対する子からの見返りの金銭的な価値を推定し、それを遺産から差し引いた後に残る親から子への純移転を計算したら、それは必ずしも多くはならず、正になるとも限らない。つまり、日本では遺産はそれほど重要ではないが、重要だったとしても、子から親への見返りによって相殺され、純移転が多くなるとは限らない。したがって、遺産によって資産格差が代々引き継がれ、拡大していく恐れは全くないようであり、相続税などによって資産格差が代々引き継がれることを阻止する必要はなさそうである。

謝 辞

本稿の作成に当たり、財団法人家計経済研究所「世帯内分配・世代間移転に関する分析」研究プロジェクトの各委員、特に坂本和靖氏と村田啓子氏および暮石渉氏、島田加代子氏、白波瀬佐和子氏、廣瀬志津子氏、若林緑氏から有益なコメントをいただき、岡田多恵氏には研究の補助をしていただいた。また、財団法人家計経済研究所には上記プロジェクトの一環として実施された「世帯内分配・世代間移転に関する研究」調査のデータの使用を許可していただいた。さらに、本研究に対し、文部科学省より科学研究補助金（基盤(B)、課題番号18330068および基盤(S)、課題番号20223004)をいただいた。これら機関・個人に対し、ここに記して感謝の意を表したい。

注

- 1) 本稿で用いた調査では生前贈与が世代間移転に含まれていないことによって家計資産に占める世代間移転の割合が先行研究の場合よりも低めに出ていることを説明できる。
- 2) 節税対策などのため、資産額が多い親ほど、生前贈与の形で資産を子に残す傾向が強く、その分だけ残す遺産が少なくなるとしたら、遺産とライフ・サイクル資産との間の負の相関が強くなる可能性がある。この点を指摘してくださった坂本和靖氏に感謝する。

参考文献

- Barthold, Thomas A., and Ito, Takatoshi (1992) "Bequest Taxes and Accumulation of Household Wealth: U. S.-Japan Comparison" in T. Ito and A. O. Krueger, eds., *Political Economy of Tax Reform* (Chicago: University of Chicago Press), pp. 235-292.
- Campbell, David W. (1997) "Transfer and Life-cycle Wealth in Japan, 1974-1984," *Japanese Economic Review*, Vol. 48, No. 4 (December), pp. 410-423
- Dekle, Robert (1989) "The Unimportance of Intergenerational Transfers in Japan," *Japan and the World Economy*, Vol. 1, No. 4 (November), pp. 403-413.
- Hayashi, Fumio (1986) "Why Is Japan's Saving Rate So Apparently High?" in S. Fischer, ed., *NBER Macroeconomics Annual 1986*, Vol. 1 (Cambridge, Massachusetts: MIT Press), pp. 147-210
- (1995) "Is the Japanese Extended Family Altruistically Linked? A Test Based on Engel Curves," *Journal of Political Economy*, Vol. 103, No. 3 (July), pp. 661-674.
- Horioka, Charles Yuji (1993) "Saving in Japan," in Arnold Heertje, ed., *World Savings: An International Survey* (Oxford, U.K.: Blackwell Publishers), pp. 238-278.
- (2002) "Are the Japanese Selfish, Altruistic, or Dynastic?" *Japanese Economic Review*, Vol. 53, No. 1 (March), pp. 26-54.
- Horioka, Charles Yuji; Fujisaki, Hideki; Watanabe, Wako; and Kouno, Takatsugu (2000) "Are Americans More Altruistic than the Japanese? A U. S.-Japan Comparison of Saving and Bequest Motives," *International Economic Journal*, Vol. 14, No. 1 (Spring), pp. 1-31.
- Kotlikoff, Laurence J. (1988) "Intergenerational Transfers and Savings," *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 2, No. 2 (Spring), pp. 41-58.
- Kotlikoff, Laurence J., and Summers, Lawrence H. (1981) "The Role of Intergenerational Transfers in Aggregate Capital Accumulation," *Journal of Political Economy*, Vol. 89, No. 4 (August), pp. 706-732.
- Modigliani, Franco (1988) "The Role of Intergenerational Transfers and Life Cycle Saving in the Accumulation of Wealth," *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 2, No. 2 (Spring), pp. 15-40.
- 坂本和靖 (2008) 「『世帯内分配・世代間移転に関する研究』調査の目的と方法」, チャールズ・ユウジ・ホリオカ, 財団法人家計経済研究所編, 『世帯内分配と世代間移転の経済分析』(ミネルヴァ書房), pp. 3-17.
- ホリオカ, チャールズ・ユウジ (2002) 「日本人は利己的か, 利他的か, 王朝的か」(日本経済学会・中原賞講演), 大塚啓二郎, 中山幹夫, 福田慎一, 本多佑三編, 『現代経済学の潮流2002』(東洋経済新報社), pp. 23-45.
- (2008) 「日本における遺産動機と親子関係: 日本人は利己的か, 利他的か, 王朝的か?」, チャールズ・ユウジ・ホリオカ, 財団法人家計経済研究所編, 『世帯内分配と世代間移転の経済分析』(ミネルヴァ書房), pp. 118-135.
- ホリオカ, チャールズ・ユウジ, 藤崎秀樹, 渡部和孝, 石橋尚平 (1998) 「貯蓄動機・遺産動機の日米比較」, チャールズ・ユウジ・ホリオカ, 浜田浩児編著, 『日米家計の貯蓄行動』(日本評論社), pp. 71-111.
- ホリオカ, チャールズ・ユウジ, 山下耕治, 西川雅史, 岩本志保 (2002) 「日本人の遺産動機の重要度・性質・影響について」, 『郵政研究所月

報」(総務省郵政研究所編), 第163号(4月),
pp.4-31。

(Charles Yuji Horioka 大阪大学社会経済研究所教授)

特集：カナダ・韓国・日本 3カ国社会保障比較研究 趣 旨

社会保障の比較研究は今日珍しいものではないが、カナダ、韓国、日本、三カ国の比較となれば、あまり馴染みがなく、首を傾げる向きもあろう。しかし、実はこの三カ国を取り上げた背景には、偶然以上の戦略的意義がある。

いわゆる「55年体制」下における利益誘導や仕切られた競争、護送船団方式などといわれた調整システムが、さまざまな批判を受けながらも、西欧先進諸国の福祉国家とは異なる、わが国固有の社会的保護・救済システムを提供してきたのは否めない事実である。しかしながら、1990年代に入ると、グローバル化の進行、長期的景気低迷のなかで、現状への否定的評価・危機感が強まり、それが小泉構造改革を生む大きな原動力となっていく。構造改革の歴史的意味と意義は正当に評価されねばならないが、他方市場のみでは社会統合の調達が難しいことも確かである。格差社会、少子高齢化といった現象は、単純な市場社会や従来の福祉国家的再分配を超えた社会投資型政策の一層の展開が必要であることを、再認識させるものといえよう。

一方韓国をみれば、労働慣行や社会保障政策において、従来日本を手本としてきたところが少なくなかったが、通貨危機に対するIMF勧告の受け入れとその後の急速な自由主義化によって、日本をはるかに上回る速度で市場主義的改革を推進し、労働の柔軟化とそれに伴う雇用保障の低下が深刻化している。また高齢化率はなお低いとはいえ、その極端な合計特殊出生率の低下は、今後わが国を上回るスピードでの高齢化を招くと考えられている。このように韓国は日本とは同じような問題を抱えるが、韓国では問題がより深刻かつ急速に進行した（している）ため、対応が日本よりも迅速かつ包括的に行われている。かつて日本の経済・社会保障システムは、韓国にとって一つのモデルとなっていたが、今日では韓国の迅速な改革が、わが国のポスト構造改革の秩序形成を考える上で、貴重な教訓を提供しているといえよう。

他方カナダは、アメリカ同様自由主義の国といわれ、連邦制をもつ移民国家であり、日韓とは大きく異なる。しかし日韓両国においても、今日移民や外国人労働者が増え、社会的同質性が弱まりつつある。そしてそのことが社会不安を惹起しているが、カナダの経験は、多民族化が直ちに社会的連帯の衰退に結びつくものではないことを示唆している。多民族国家・多文化主義社会カナダの社会的求心力維持・強化の鍵となっているのが、社会政策である。とりわけ、全国民をカバーする（窓口負担のない）普遍主義的な医療保険は、いまだに皆保険システムを持たない米国に対して、カナダ国民の誇りといわれる。また年金においても最低限保障の老齢保障年金は税方式による普遍主義制度であり、さらに貧困者への補足所得保障が存在する。つまりカナダは、福祉国家として、小なりとはいえども、アメリカとは異なるモデルを提示しているのである。

アメリカ型の自由主義モデルが、今日深刻な分断社会状態を惹起している現実をみれば、他方北欧型の高福祉社会に伴う高負担が政策的に支持されないとすれば、自由主義を原則としながらも基本的な社会的保護を実現しているカナダの社会保障は、日韓両国にとって一つの参照基準たりうる。またジェンダー政策においても、カナダは最も進んだ事例を提供しており、なお女性の継続的就労の妨げになる社会的慣行

を数多く抱える日韓両国にとって、学ぶべき点は少なくない。他方カナダは、日韓ほどの高齢化を予想していないとはいえ、ベビーブーマー世代の退職を控え、社会保障の再編を始めており、例えば公的年金基金の拡充と市場運用は、日本と同じ方向の改革といえる。また高齢者介護や継続雇用などにおいては、日韓の経験が大いに参考になるだろう。

最後に、本特集に至る経緯を簡単に紹介しておきたい。1999年カナダのクレティエン首相来日の折、日加両国の社会政策上の協力を謳ったコミュニケが結ばれ、両国で会議が開催された。その後、加韓の二国間会議も立ち上がり、今回これら二つの動きが合流し、三カ国共同研究体制が生まれた。本特集号は、カナダ大使館、京都大学大学院法学研究科学術創成研究プロジェクト、国立社会保障・人口問題研究所の共催によって2008年2月16日カナダ大使館において開かれたカナダ・日本・韓国三カ国社会保障研究プロジェクトのシンポジウム「多様化する高齢社会における医療、仕事と家庭の両立および所得再分配のあり方」の成果である。本会議開催のため尽力されたカナダ大使館クリスティーナ・ナカムラ参事官（広報部長）、国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長の金子能宏氏に謝意を表したい。

（新川敏光 京都大学教授）

（イト・ベング トロント大学准教授）

（スンマン・クオン ソウル国立大学教授）

カナダ・日本・韓国の高齢化等の状況と医療政策の在り方

小島 克久
尾形 裕也

■ 要約

カナダ、日本および韓国の医療制度は、公的な皆保険制度を採用している点で共通している。その一方で、財源、一部自己負担の扱い、保険者の仕組み等でそれぞれ固有の特徴を有している。また、これらの3カ国の医療制度をめぐる基本的な環境の変化にも、共通点が見られ、特に高齢化の進展や所得格差の存在が共通して見られる。3カ国では、こうした社会経済の変化に対応して医療制度を改革していくことが求められているところである。政策立案にあたっては、社会経済の変化に敏感であることが必要であるが、エビデンスに基づいた政策形成もますます重要になっているものと思われる。

■ キーワード

高齢化 所得格差 国民皆保険 医療制度改革

はじめに

わが国は高齢社会に突入し、医療費の負担や医療提供の在り方等といった高齢化に対応した医療政策の展開が求められているところである。2006年には、医療制度の長期的持続可能性を維持することを目的とした医療制度構造改革が実現している。太平洋を挟んで位置するカナダや隣の韓国でも同様の問題を抱えており、カナダでは税方式の医療保険制度の維持発展、韓国ではわが国以上に急速な高齢化の中での医療制度の改革が求められているところである。また、後述するように、これら3カ国はOECD加盟国の中でもほぼ同程度の水準の格差社会である。そこで、本論文では、異なる医療制度を抱えながら、高齢化や格差の存在という点で共通しているこれら3カ国の医療費の負担や医療・介護制度、医療提供等に係る政策の在り方について考察を行う。

1. 高齢化の進展とユニバーサルカバレッジ

(1) 高齢化の進展と医療費

医療費を増大させる1つの要因として、高齢化がある¹⁾。それは、加齢に伴う慢性の疾病が多くなることで、医療機関にかかることが多くなるためである。一人当たり医療費を、高齢者(65歳以上)とその他の年齢階級との比で見ると、カナダは5.32倍、日本は4.32倍、韓国は3.11倍である(2004年、“OECD Health Data 2007”、日本は厚生労働省「国民医療費」)。ほかの条件を一定とすれば、高齢化は医療費を増大させることになる。

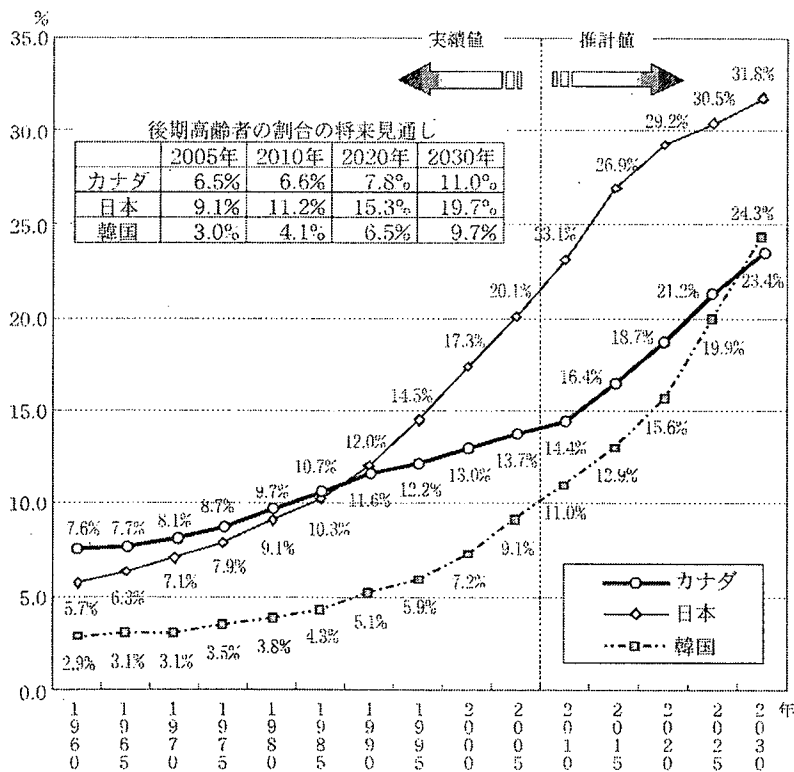
カナダ、日本、韓国の3カ国の高齢化の推移と見通しを見ると次の通りである。わが国が高度経済成長期にあった1960年の高齢化率(カナダは1961年)は、カナダが7.6%、日本が5.7%、韓国は2.9%であり、国連が定義する「高齢化社会」(高齢化率7%以上)に達しているのはカナダだけであった。しかし、1970年には日本が、2000年には韓国

がそれぞれ「高齢化社会」に達した。2005年の高齢化率（カナダは2006年）は、カナダが13.7%、日本が20.1%、韓国が9.1%である。2010年以降の見通しを見ると、日本の高齢化率は急速に上昇し続け、2030年には31.8%と3人に1人が高齢者となる。カナダの高齢化率は緩やかに上昇する一方で、韓国の高齢化率は急速に上昇し、2030年の高齢化率（カナダは2031年）はそれぞれ23.4%、24.3%となる見通しである。また、75歳以上の後期高齢者の割合も上昇する見通しである。このように、水準とテンポに差があるものの、3カ国はいずれも高齢化が進展しており、これが医療費を増大させ

る背景となっていることが分かる（図1）。

(2) ユニバーサルカバレッジ（国民皆保険）の実現

高齢化に加え、ユニバーサルカバレッジ（国民皆保険の実現）も医療費を増加させるものと思われる²⁾。この場合、患者が一部自己負担だけで医療機関を利用できる、つまり医療サービスの普及を図るという面では、これはプラスに評価すべき面があるものと思われる³⁾。わが国を含むOECD加盟国の多くが何らかの形でユニバーサルカバレッジ若しくはそれに近い制度を実現させている。医



注：カナダの年次は統計の関係によりグラフ横軸の年次より1年後。すなわち、順に1961年、1966年、、、2031年となる。

資料：カナダはカナダ統計局資料、日本は2005年までは総務省統計局「国勢調査」、2010年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」、韓国は韓国統計庁資料（2005年までは実績値、2010年以降は2006年11月の推計値）。

図1 カナダ・日本・韓国の高齢化率の推移

療制度の類型と3カ国の位置づけは後述する通りであるが、3カ国の制度の概要をまとめると次の通りである。

カナダでは、カナダ保健法(Canada Health Act)に基づく税方式の医療(保険)制度“Medicare”が運営されている。州政府が保険者であり、州の住民は診療所や病院での診療を無料で受けることができる。その一方で、歯科診療等の給付対象外の項目もある。また、連邦政府は、Medicareへの財政支援、監督等を行うほか、先住民(First Nations)等を対象とした医療制度の提供等、州の制度を補完する役割を果たしている⁴⁾。次に、わが国では社会保険方式により、国民健康保険、健康保険(政府管掌健保、組合健保)等が国民全体をカバーしている。それぞれの制度の被保険者は保険料を負担するほか、受診の際に原則として医療費の3割(義務教育就学前は2割、70~74歳は2割(2009年3月までは1割に据え置き)、75歳以上は原則1割等一部異なる場合もある)を医療機関に支払う。なお、2008年4月から75歳以上の者を対象とした後期高齢者医療制度が施行された。そして、韓国では国民健康保険公団が運営する国民健康保険が、国民全体をカバーしている。財源

は保険料(政府からの補助がある)であるが、一部自己負担もある。一部自己負担の水準は医療機関の種類、地域等により異なり、その水準がわが国より高い場合がある。例えば、総合病院では50%、一般病院では40%(いずれも都市の場合)等となっている。また、財源としてたばこ税の税収もある⁵⁾。

このように、3カ国ともユニバーサルカバレッジを実現させる仕組みは国により異なる。ユニバーサルカバレッジは、(医療サービスが普及した結果として)医療費を増加させる。その一方でその制度の違いは、医療費の負担の在り方の違いにも結びついてくる(表1)。

2. 医療費の水準と負担の状況

(1) 医療費の状況

3カ国の医療費の状況は、どのようになっているのだろうか。“OECD Health Data 2007”から見ると次の通りである。2004年の保健医療支出(米ドル換算)はカナダが約968億米ドル、日本が約3,704億米ドルであり、韓国が約374億米ドルである。これを一人当たりで見ると、カナダの3,029米ドルに対して、日本は2,901米ドル、韓国は777米

表1 カナダ・日本・韓国の医療(保険)制度(主な内容)

	カナダ	日本	韓国
対象者	住民すべて	全国民	全国民
財政方式	税	社会保険	社会保険
保険者	州	市区町村、政府、健康保険組合等	国民健康保険公団
財源	税	社会保険料+税	社会保険料(政府からの補助あり)+たばこ税
一部自己負担	なし	あり	あり
	※歯科診療等給付対象外の項目は全額自己負担	医療費の30%(義務教育就学前までは20%等別の取り扱いもある)	総合病院 50%(都市) 一般病院 40%(都市) 診療所 3000ウォン(医療費1万5千ウォン以下) 30%(医療費1万5千ウォン超)等

注：日本は2008年4月より後期高齢者医療制度を施行

資料：厚生労働省資料、カナダ保健省資料、韓国国民健康保険公団資料等から作成

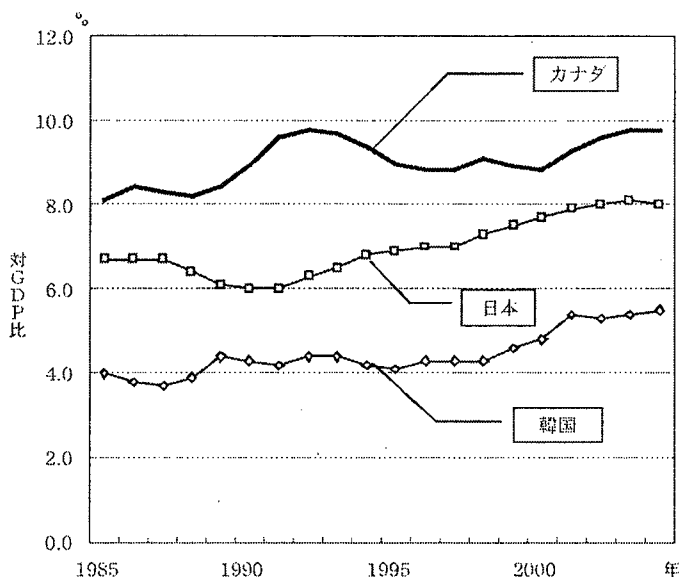
ドルとなる。カナダと日本の格差はわずかであるが、韓国はカナダおよび日本と比較して、4分の1程度の水準である。しかし、1985年からの伸び率(年率平均)を見ると、カナダの5.4%、日本の7.4%に対して、韓国は11.7%であり、カナダ、日本の医療費の伸びが着実であるのに対し、韓国の伸びが急速であることが分かる。

次に、保健医療支出の対GDP比を見ると、1985年にはカナダが8.1%、日本が6.7%、韓国が4.0%であった。カナダの場合、1990年代前半に10%近くまで上昇した後、9%程度で抑えられていたが⁶⁾、2000年頃から上昇に転じ、2004年には9.8%に達している。日本は、1990年頃に6%程度まで低下したが、その後上昇傾向に転じ、2002年以降は8%台の水準に達している。韓国は4%台の水準が続いた後、2000年頃から上昇し、2004年に5.5%へと達している。このように各国独自の動きがあるが、おおむね2000年以降の保健医療支出の対GDP比は上昇傾向にある。なお、今後の見通しをOECD

の将来推計で見ると、2050年の公的保健医療支出の対GDP比は、カナダ10.2%、日本10.3%、韓国7.8%になると見通されている⁷⁾。私費による負担を考慮すると、この水準はさらに高くなるものと思われる(図2)。

(2) 医療費負担の状況

医療費の対GDP比が近年上昇する中、3カ国では医療費はどのようにまかなわれているのだろうか。3カ国の医療費の財源構成を“OECD Health Data 2007”から見ると次のようになる。カナダの場合、医療費の財源として最も多いのは公費(社会保険制度以外からの政府部門からの支出)であり、68.7%を占める。社会保険は1.5%にとどまっており、カナダの医療制度が税方式であることを反映している。ただ、保険給付外の項目が多いことなどを反映して、私費も3割近くに達しており、家計支出が14.6%、民間保険からの給付が12.8%を占める。日本は社会保険が65.9%と最も多いが、



資料：OECD、“OECD Health Data 2007”より作成

図2 カナダ・日本・韓国の保健医療支出対GDP比の動き